

市川市中小企業融資信用保証料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例（平成12年条例第21号。以下「条例」という。）に基づく融資を受ける者の負担の軽減を図るため、当該者に対し、予算の範囲内において、市川市中小企業融資信用保証料補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、市川市補助金等交付規則（平成8年規則第36号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例施行規則（平成12年規則第49号）第4条の規定により融資の決定を受けた者（交付規則第19条第1項の規定により返還を命ぜられた補助金を納付していない者を除く。）とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象者が条例第10条第1項の規定により信用保証料（補助対象者が当該融資に係る資金の弁済方法等を変更したことにより支払うこととなったものを除く。）を千葉県信用保証協会（以下「協会」という。）に一括で支払うこととする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、信用保証料の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、128,000円を限度とする。

2 同一の補助対象者に対する補助金の交付は、3回を限度とする。

(交付の申請等)

第5条 交付規則第3条第1項の申請書は、市川市中小企業融資信用保証料補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）によるものとし、交付規則第13条の補助事業等実績報告書及び交付規則第16条の交付請求書を兼ねるものとする。

2 前項の申請書兼実績報告書兼請求書（以下「申請書等」という。）の添付書

類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 協会が発行する信用保証書の写し又は当該信用保証書に準ずるものとして市長が認める書類

(2) その他市長が必要と認める書類

3 申請書等の提出期限は、市長が別に定めるものとする。

(交付の条件)

第6条 交付規則第5条第1項の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市長が行う補助金の使途に関する調査に協力すること。

(2) 補助金の交付の決定後に繰上弁済等の理由により協会に支払う信用保証料の額が減額となった場合であって、交付を受けた補助金の額が当該減額後の信用保証料の額により算定した場合の補助金の額を超えることとなるときは、その差額を市長に返還しなければならないこと。

(3) 補助金の交付の決定後にその要件を満たしていないことが判明したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

(4) 申請書等において誓約する事項を遵守すること。

(決定の通知等)

第7条 交付規則第6条の規定による通知は、市川市中小企業融資信用保証料補助金交付可否決定通知書兼額確定通知書（様式第2号）により行うものとし、交付規則第15条の規定による額の確定の通知を兼ねるものとする。

(決定の取消し)

第8条 交付規則第18条第3項において準用する交付規則第6条第1項の規定による通知は、市川市中小企業融資信用保証料補助金交付決定取消通知書（様式第3号）により行うものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和2年8月7日から施行し、同年4月1日から適用する。

(適用区分)

- 2 この要綱の規定は、令和2年4月1日以後に市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例施行規則第3条の規定による申請のあった融資に係る信用保証料について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市中小企業融資信用保証料補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以後に交付の申請があった市川市中小企業融資信用保証料補助金（以下「補助金」という。）について適用し、同日前に交付の申請があった補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年1月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市中小企業融資信用保証料補助金交付要綱の規定は、令和5年1月4日以後に交付の申請があった市川市中小企業融資信用保証料補助金（以下「補助金」という。）について適用し、同日前に交付の申請があった補助金については、なお従前の例による。